

周南市スキー連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、周南市スキー連盟と称し、事務局を事務局長の勤務先又は自宅所在地に置く。

(組 織)

第2条 本連盟は、周南市市内における加盟スキー団体・加盟クラブ（以下加盟団体と称す）をもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、会員相互の親睦・融和を図り、スキーの正しい普及発展を期し、会員及び市民のスキー技術の正しい理解と資質の向上および体力の向上、アマチュア・スポーツ精神を養うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 加盟団体の強化発展と会員相互の親睦・融和を図ること。
2. スキー技術の研究、講習会の開催。
3. 周南市を代表するスキー指導者の育成。
4. スキー競技大会の開催。
5. 周南市を代表するスキー競技役員、選手を選定し各種競技会に参加させること。
6. 山口県スキー連盟および体育協会に周南市スキー界を代表して加盟すること。
7. スキーによる傷害防止対策を樹立し、スキーヤーの安全を図ること。
8. スキー関係功労者を表彰すること。
9. その他本連盟の目的達成に必要な諸事業を行うこと。

第3章 加 盟

(加盟できる団体)

第5条 本連盟に加盟できる団体は、本連盟の目的に賛同された周南市に在住または勤務するものに限られる

(加盟の方法)

第6条 本連盟に加盟しようとする団体は、次の事項を明記した申込書を会長に提出すること。
名称、役員名簿（氏名、現住所等）、設立年月日、事務所所在地および所属会員数。

(会費の納入)

第7条 前条により加盟する団体は、登録会員となり、次に定める負担金を毎年8月末日までに
SAJ会員登録表の写しと合わせて登録料を納入する。(SAJ登録代は別)

加盟団体負担金 年額 10,000円

第4章 役員

(役員の種類および定数)

第8条 本連盟に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 常任理事 若干名
6. 理事 若干名
7. 監事 2名
8. 事務局長 1名
9. 事務局次長 2名

(役員の仕事)

第9条 役員は次の会務を分担する。

1. 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。
3. 理事長は理事会の議決に従い、会務を執行する。
4. 副理事長は理事会を補佐し、理事長不在の場合はこれを代行する。
5. 常任理事は常任理事会を構成し、常務を執行する。
6. 理事は理事会を構成し、理事会の議決に従い会務を執行する。
7. 監事は、会計および会務を監査する。
8. 事務局長は事務全般を掌理する。
9. 事務局次長は事務局長を補佐する。

(役員を選出および任期)

第10条 役員を選出は方法および任期は次の通りとする。

1. 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、監事および事務局長、事務局次長は理事会において選出する。
2. 理事は所属団体を代表し、各所属団体が1名以上選出するものとする。
3. 役員の仕事は2年とし再任を妨げない。

第11条 本連盟に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

1. 名誉会長および顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
2. 顧問は会長の諮問に応じる。

第5章 会議及び議決

(議 決)

第12条 理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

1. 役員 の 推 挙、選 出、解 任 に 関 す る 事 項。
2. 本連盟の予算および決算に関する事項。
3. 次年度の加盟団体負担金、クラブ加盟会費に関する事項。
4. 本連盟の事業報告と事業計画に関する事項。
5. 本連盟への加盟および除名に関する事項。
6. 表彰に関する事項。
7. 本連盟の規約変更に関する事項。
8. その他議決を要する重要な事項。

(会 議)

第13条 会議は理事会および常任理事会の2種とする。

第14条 理事会は年2回以上および会長が必要と認めたときに会長がこれを招集し、理事会の議長は理事長がこれにあたる。

第15条 常任理事会は理事長の要請により会長がこれを招集し、常任理事会の議長は理事長がこれにあたる。

第16条 会議は構成員の半数以上の出席が無ければ開催することができない、ただし、同一事業につき再度招集した場合はこの限りではない。

第17条 議事は、出席構成員の過半数をもってこれを議決する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第6章 登 録

(登 録)

第18条 本連盟に加盟する場合は、別に定める所定の手続き及び会費を納入しなければならない。

第19条 登録は毎年更新し、8月末日までに完了しなければならない。

第20条 加盟団体および個人の義務は、次の通りとする。

1. 本連盟規約の遵守。
2. 本連盟の健全な運営への協力。
3. 会費の納入。

第7章 会 計

(収 入)

第21条 本連盟の経費は、会費、寄付金、事業収入およびその他の収入による。

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

第8章 統 制

(統 制)

第23条 本連盟の会員であつて、規約に違反し統制を乱し、本連盟の名誉を棄損する等の行為があつた場合は、会長は理事会の決議によって除名または競技会等の出場を停止若しくは取り消すことができる。

(規約の変更)

第24条 本規約各項は、理事の3分の2以上出席した理事会において出席理事の4分の3以上の承認がなければ改廃することはできない。

第9章 付 則

(施 行)

1. 本規約の施行は平成16年4月1日とする。

(改 定)

1. 平成26年11月14日 負担金額・納入/登録期日変更・年度期日変更